

## 第 14 章 その他の金融業の監督をめぐる動き

### 第 1 節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、貸金業、抵当証券業、プリペイドカード、商品ファンド、特定目的会社・特定目的信託等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き、貸金業者等の業務の健全性の確保に関する着眼点等について記載しております。

例えば貸金業関係では、登録申請書の記載上の留意事項、貸金業者の業務運営上の留意事項、取立て行為において違法である可能性が高い行為の列記、貸金業協会等による苦情処理対応への留意点等を記載しております。

## 第2節 貸金業者の監督をめぐる動き

### 事務ガイドラインの整備

#### 1. 取引履歴開示に係る事務ガイドラインの整備

##### (1) 概要

貸金業者に対して取引履歴開示義務を判示した最高裁判決を踏まえ、その貸金業規制法上の位置づけについて、周知、明確化を図るとともに、開示に際しての本人確認手続の留意事項を示した(平成17年11月14日より適用)。

##### (2) 改正内容

###### ア. 取引履歴開示義務の明確化(3-2-2(6))

取引履歴の開示については、最高裁判決において信義則上違法であることが判示されたことにより、貸金業規制法上も、業務にあたって不正な手段の使用を禁じた13条2項違反に該当し得る旨を掲記して明確化した。

###### イ. 開示義務に伴う本人確認手続(3-2-8(1))

取引履歴の開示にあたって、貸金業者は十分かつ適切に本人確認を行う必要があるが、その際、請求者等に過度の負担を課すべきではないとの基本的な考え方を明記し、弁護士、司法書士である代理人から送付された受任通知上の本人確認情報が十分であって委任関係を推認できる場合には、原則として委任状を求める必要はない等具体的事項を列記した。

#### 2. 過剰貸付けの防止等に係る事務ガイドラインの整備

##### (1) 概要

貸金業者に対する検査・監督において把握された貸金業規制法に抵触する問題事例等を明確化し、貸金業者の適切な業務運営を促すための改正を行うとともに、各財務局に通知した(平成18年6月14日より適用)。

##### (2) 改正内容

###### ア. 貸金業において過剰貸付防止のため適切に行われるよう促す事項の明確化(3-2-1)

(ア) 必要とする以上の金額の借入れの勧誘に該当する行為の明確化  
返済拒否等により債務額の維持を要請すること、顧客の要請がないにもかかわらず包括契約の貸付限度額を引き上げることは、必要とする以上の金額の借入れの勧誘に該当することを明確化した。

###### (イ) 有担保融資に当たっての融資審査の留意点の明示

物的担保を徴求して貸付けを行う際は、当該担保を換価しなくても返済しうるか否かを調査しその結果を書面に記録すること、換

価が必要な場合には、資金需要者等が換価の時期、換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認しその内容を記録することを促すこととした。

(ウ) 保証人の履行能力の確認の要請

保証人となろうとする者の保証債務履行能力の審査結果を書面に記録するとともに、履行能力を超える保証を求めないことを促すこととした。

イ . 契約の締結又は変更時における禁止事項の明確化( 3 - 2 - 2 ( 1 ) )

貸金業の規制等に関する法律第 13 条第 2 項違反に該当するおそれがある行為の例示として事務ガイドライン 3 - 2 - 2 ( 1 ) に掲げる行為は、契約の変更時にも行ってはならないことを明確にし、かつ、公的給付の払込口座であることを知りながら、当該口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請することを例示に加えた。

### 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、平成 18 年 3 月末現在、14,236 業者（うち財務局登録 702 業者、都道府県知事登録 13,534 業者）となり、17 年 3 月末から 3,769 業者減少した。

### 貸金業者に対する行政処分

平成 17 事務年度中における財務局登録の貸金業者に対する行政処分は次の 11 件であった。

高金利違反等の法令違反が認められた業者 4 社( 関東財務局、近畿財務局、東海財務局及び九州財務局登録 ) に対する行政処分 ( 業務停止処分 ) 。

不正又は不当な手段の使用禁止違反等の法令違反が認められた業者 3 社 ( 近畿財務局登録 ) に対する行政処分 ( 業務停止処分 ) 。

法定事項が記載されていない公正証書作成委任状の取得禁止違反等の法令違反が認められた業者 1 社 ( 関東財務局登録 ) に対する行政処分 ( 業務停止処分 ) 。

取立て行為規制違反等の法令違反が認められた 3 業者 ( 関東財務局登録 1 及び東海財務局登録 2 ) に対する行政処分 ( 業務停止処分 ) 。

### 第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

#### 抵当証券業者の概況

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したのを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、18年6月末で7社まで減少している。

## 第4節 前払式証券発行者の監督をめぐる動き

### 前払式証券発行者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証券の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

同法上、前払式証券は、前払式証券の発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家発行型前払式証券と、それ以外の第三者発行型前払式証券に区分され、自家発行型前払式証券のみの発行者である法人又は個人を自家型発行者と、第三者発行型前払式証券の発行の業務を行なう法人を第三者型発行者として購入者等の利益の保護の観点から必要な監督を行っている。

#### (前払式証券の発行者数の推移)

	16年3月末	17年3月末	18年3月末
自家型発行者	430	434	463
第三者型発行者	1,465	1,420	1,376
合計	1,895	1,854	1,839

### 前払式証券の発行保証金の還付手続

前払式証券の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証券の基準日(3月末と9月末)における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、仮に発行者に不測の事態が生じた場合には、前払式証券の所有者が財務(支)局に申立て等を行なうことにより、還付手続が行われることとなる。

発行保証金の還付手続については、同法施行後、これまでに累計で24件行われている。

#### (平成16事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証券の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株)松屋友の会	福岡財務支局	16事務年度
(株)日本プリカ	九州財務局	17事務年度

### 前払式証券発行者に対する行政処分

前払式証券発行者については、平成17事務年度中、未使用残高の過少報告(過少供託)の事実が認められた関東財務局登録の発行者1社に対し業務停止命令及び業務改善命令を、中国財務局登録の発行者1社に対し業務改善命令を行った。

## 第5節 S P C等の監督をめぐる動き

### S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にする、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法現代化に伴い旧法は廃止され、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。

#### （S P Cの登録・届出件数）

	16年3月末	17年3月末	18年3月末
新法S P C	306 社	448 社	578 社
旧法S P C	40 社	20 社	11 社

（注）業務開始届出書、廃業届出書の受理日を基準として集計。

### 資産の流動化の状況

（億円）

	15年9月末	16年9月末	17年9月末
資産対応証券の発行残高等	37,683	43,772	55,392
(1) 新法S P C	31,163	40,097	53,179
(2) 旧法S P C	6,520	3,675	2,213
不動産	5,605	7,864	12,153
不動産の信託受益権	8,369	11,353	19,283
指名金銭債権	9,720	9,261	9,106
指名金銭債権の信託受益権	13,565	15,024	14,421
その他	424	270	429

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した営業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）～ は、流動化対象資産別に見た内訳。

## 第6節 商品投資販売業者の監督をめぐる動き

### 商品投資販売業者の概況

商品投資に係る事業の規制に関する法律は、昭和63年頃から一部の商社、ノンバンク等によって海外で組成された商品ファンドが販売されるようになったため、事業の適正な運営を確保し、投資家の被害の未然防止を図るとともに、商品投資事業の健全な育成を図ることを目的として制定された。

商品投資販売業者の数は、平成18年6月末現在99社であり、17年6月末より6社減少している。

### 行政処分

商品投資販売業者については、平成17事務年度中、役員等に欠格事由に該当する者がいた事実が認められた業者1社に対し、行政処分(業務停止命令)を行った。

## 第7節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

不動産特定共同事業法は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、18年6月末現在98社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が36社、都道府県知事許可業者が62社である。また、みなし業者の届出を行っている金融機関は5社ある。

## 第 8 節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き（資料 14 - 8 - 1 参照）

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成 13 年 6 月に法案が成立し、同年 10 月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、18 年 6 月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は 683 法人となっている。